

## 第 21 回合志市地域公共交通協議会

[日時]平成 24 年 4 月 26 日（木）午前 10 時 30 分～

[場所]合志市役所 2 階大会議室

[欠席者] 合志市 PTA 連絡協議会 吉永委員、熊本県タクシー協会 杉野委員、熊本県自動車交通労働組合 重光委員、熊本運輸支局 古川委員、熊本河川国道事務所 坂元委員、熊本大学 溝上委員、合志市ボランティア連絡協議会 今村委員

[代理出席]大津警察署 田中様

[事務局] 濱田政策部長 内田企画課長、北里課長補佐、坂田主査

[公開非公開の別] 公開

内田課長：定刻になりました。挨拶から始めます。「こんにちは」

ご着席ください。本日は足元の悪い中、足をお運びくださいまして大変ありがとうございます。ただいまから第 21 回合志市地域公共交通協議会を開催いたします。

最初に改選に伴います、委嘱状の交付を行ないます。本来ならば、皆様方のお手元にお渡しするところですが、時間の都合で代表の区長協議会副会長の犬童正洋様に代表でお受け取り願います。

荒木市長：（委嘱状の交付）

内田課長：皆様方には予め机の上に配付しておりますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

続いて市長の荒木義行がご挨拶申し上げます。

荒木市長：皆様、こんにちは。今日は第 21 回合志市地域公共交通協議会ということで、先ほど課長から話がありましたとおり、足元の悪い中、また連休が控えております、大変忙しい中、協議会にご出席くださいまして、心から御礼申し上げます。また、引き続き委員をしていただける方、今回から新たに委員をお引き受けいただいた方々、それぞれいらっしゃいますが、皆さん方のご意見に行政がしっかりと耳を傾け、市民の皆さんの移動手段の確保ができるように頑張っていきたいと思っています。しかし、現実には私も熊本市で会議がある場合、夕方には時間が読めません。そのため、電鉄電車を利用したり、光の森から J R を使って熊本市に出かけることもあります。やはり時間が読める乗り物は大変ありがたいし、高校生などが高齢者に席を譲る姿を見るに、いい光景を目にしたなど感じて、一日が幸せになります。こういった公共交通は、利用する人達にとっては無いと困るものです。市の公共交通は、地域座談会などに行きますと、路線や本数の増便等に

関する要望が多く聞かれます。要望に応じて投資をしていけば、より良いものができますが、利用がなければ税金の無駄遣いと指摘される方もいらっしゃると思います。一長一短ありますが、私達は障がいをお持ちの方や、高齢者で車の運転ができない方々の満足度を高めていく努力はしていかなければならないと思っています。しかし、現実的には批判の多い公共交通でありますし、域内だけの交通だけを考えると限界が見えてきますので、他機関や広域での連携強化が必要です。熊本都市圏協議会において、公共交通の連携に関してはどこの自治体も関心をもっています。ただ、事業者が違いますので、公民の連携が理想どおりにできない大きな壁があります。こういったものを乗り越えながら、近隣自治体、国県の支援を受けながら公共交通機関の充実をさらに行なっていきたいと思っています。どうか委員の皆様には合志市が置かれている現状、利用者の現状をふまえてご提言をいただければありがたいと思います。これから皆様方に大変お世話になりますが、今後ともご助言とご協力を心からお願い申し上げ、冒頭に当たってのお願いのご挨拶にかえさせていただきます。

内田課長：市長はこの後、公務がありますので退席いたします。

続いて、委員と事務局の紹介をいたします。委員は次第の裏面に名簿を付けていますので、この名簿で紹介にかえさせていただきます。名簿に1点修正があります。番号の10番、塚本秀典様です。団体名をNPO法人くまもとLRT市民の会としておりますが、正式にはNPO法人くまもとLRT市民研究会です。お詫びして訂正いたします。それから、今日の欠席の方のご報告です。7番の吉永委員、16番の杉野委員、19番の古川委員、21番の坂元委員、25番の溝上委員、29番の今村委員です。それから、事務局です。今後皆様方に顔と名前を覚えていただいて、何なりと申し付けていただきたいと思いますので、事務局は自己紹介をいたします。

濱田部長：政策部長の濱田です。昨年から引き続きよろしくお願いたします。

内田課長：4月から企画課長になりました、内田と申します。よろしくお願いたします。

北里補佐：政策部企画課政策企画班の班長をしています、北里と申します。どうぞよろしくお願いたします。

岩田主幹：政策部企画課政策企画班の岩田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

坂田主査：政策部企画課政策企画班、公共交通の担当に4月からになりました、坂田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

宮本主事：政策部企画課政策企画班の宮本です。昨年度に引き続きになります。どうぞよろしくをお願いします。

内田課長：続きまして、会長、副会長の選出です。協議会設置要綱第3条の規定によりまして、会長、副会長は委員の互選になっています。自薦他薦問わず何かご意見等ある方はお願いいたします。

なければ、事務局の案を申し上げてよろしいでしょうか。会長には1番、合志市の副市長であります、藤井勝公様。副会長には25番、熊本大学の溝上章志様です。溝上様は本日欠席されていますが、事前にご了解をいただいています。皆様方のご賛同をお願いします。

(異議なし)

内田課長：それでは、会長を藤井副市長、副会長を溝上委員ということでお願いをしたいと思います。

それでは、会長から一言をお願いします。

藤井会長：昨年に続きまして、本会の会長を仰せつかりました。これからまた、皆さん方と、色々ご指導いただきながら、本協議会を運営していきたいと考えています。市長からも挨拶がありましたが、この協議会は市民に取りましても行政に取りましても大変重要な会です。実りある会にしていきたいと思しますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。今日は報告事項と協議事項があります。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

内田課長：それではさっそく議題に入ります。議事の進行に関しては協議会の規約によりまして、会長が議長を務めることになっています。この後の進行については会長に議長をお願いいたします。

藤井会長：それでは、進行いたしますのでよろしくお願い申し上げます。6番の議題に入りたいと思いますが、始めに2点報告事項がありますので、担当から説明させます。

坂田主査：報告事項の(1)です。平成23年度各事業実績です。資料の3ページをお開けください。平成23年度レターバスの運行実績です。平成23年の4月から平成24年の3月までの1年間分です。上から一日の平均利用者数、一便あたりの平均利用者数、運行経費、運賃収入、委託料、一人当たりの市の負担額を記載しています。まず、利用者数ですが、一年を通して平均で約3600人の利用があつています。6月までは一日6ダイヤ、7月からは5便に減らして運行しております。便数を減らしたにも関わらず、平均して利用されており、一便あたりの利用人数も7月から約2倍で推移しています。一便減らしても利用者が減らなかったということは、ある程度利用者が定着してきているのではない

かと考えています。また、8月と3月に少し多くなっていますが、学生の夏休みと春休みの影響で光の森への利用ではないかと考えられます。一人あたりの市の負担額ですが、一便減らしておりますので、金額も下がっています。続きまして4ページです。平成23年度の循環バスの運行実績です。循環バスについては、8月から利用の少なかったコース、合生・上生線、合生・御代志線、後川辺線については、乗り合いタクシーで対応していることから、数字が上がっていない路線もあります。Cコースはある程度定着し、徐々に多くなっています。その他の便についても、同じような利用人数で推移をしています。今後、利用が増えれば一人あたりの市の負担額も減っていくという状況です。続いて5ページです。平成23年度の乗り合いタクシーの運行実績です。さきほど申し上げたとおり、合生・上生線、合生・御代志線、後川辺線については、平成23年8月からバスの車両から乗り合いタクシーの車両に変えて運行しております。その利用人数と運行経費を記載しております。利用人数については、各月同じように推移しております。合生・上生線につきましては、利用が少なかったことから、4月から予約型を導入して運行している状況でございます。23年度の各事業の実績については以上でございます。

藤井会長：実績につきましては、一部字が小さくて見づらい点があり申し訳ありませんが、ご意見等ございましたらお寄せいただければと思います。

犬童委員：一つだけ質問をします。3ページの23年度レターバス運行実績の中で、運行経費のところ、平成23年6月が約360万円、平成23年10月が約240万円。利用者数はほとんど変わらないのに、平成23年6月が約120万円多いが、この部分がどういう内容なのか説明していただきたいと思います。

坂田主査：今のご質問ですが、6月、7月で運行経費が下がっているというご質問ですが、これは7月にダイヤ改正をしております、6月までは、レターバスを右回り、左回り1日6便走らせていましたが、ダイヤ改正をいたしまして、1日5便とし、両回りとも1便減らしている関係上、運行経費が下がっているという状況でございます。

藤井会長：便数を減らしたということが主な理由のようでございますが、よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

藤井会長：なければ、次の議題に進んでよろしいでしょうか。時間の関係もございまして、次の平成24年度の予算及び事業計画をご説明申し上げます。お願いします。

坂田主査：続きまして、資料の6ページになります。この平成24年度の予算

及び事業計画につきましては、前回の第20回会議で各委員からの了承をいただいておりますが、3月議会前で行っていただきました。今回は、議会承認いただきましたので、改めて報告するところでございます。まず、歳入でございます。国庫補助、県補助、諸収入ということで、国、県の補助金プラス、コミュニティバスの広告収入でございます。金額につきましては、後ほど別添資料で説明させていただきます。続きまして、歳出の部分でございます。まずN01の協議会運営事業でございます、協議会年4回、作業部会年4回を開催予定しておりますが、作業部会等々の進捗状況によって、回数は変更になるかも知れませんのでご留意いただきたいと思います。

続きまして、N02の地域公共交通計画実施事業でございます。大きくコミュニティバス、乗り合いタクシーと分かれています。コミュニティバスはレターバスと循環バスを運行していますが、レターバスについては、後ほど協議させていただきますが、平成24年7月からダイヤ改正を予定しております。また、循環バスにつきましては、同じく平成24年7月から須屋線につきまして、運行曜日の変更を今回協議していただきたいと思います。

次に、乗り合いタクシーです。路線運行は、現在3ルートで運行中でございます。区間運行では、利用の少ない合生・上生線で4月3日から予約型を導入いたしまして運行しております。

続きましてパークアンドライド駐車場管理運営事業です。これは、電鉄の新須屋駅に駐車場施設を整備しております、熊本電鉄(株)に管理・運営をお願いしております。次に7ページのJR光の森駐輪場維持管理負担金支出事業です。これは、JR光の森駐輪場を菊陽町が管理しておりますが、合志市からも利用者があるということで、一部負担をしているところでございます。次に5番の翔陽高校線運行委託事業です。現在、御代志駅から市内を回って翔陽高校へ通学用のバスを走らせています。今後も学校と協議しながら運行していくことで進めていきたいと思っております。次に6番の湯ったり乗ったり弁天カード（定期券）発行及び入浴料補助事業でございます。これはレターバス等で、定期券を買っていただければ、ユーパレス弁天の入浴料も安くなるというセットの定期券でございます。その運賃と入浴料の安くなった分を補助金として支出しています。7番の啓発・利用促進活動ということで、特に、上から5行目ですが、おでかけサポーター養成事業を実施し、広く市民の方にこのサポーターになっていただいて、レターバスのことや利用の仕方を広めていただき、利用促進につなげればとい

うところでございます。続きまして8ページですが、協議会・作業部会の開催予定一覧でございます。次に別紙の資料で、右上に参考資料としておりますA4の一枚紙でございます。平成24年度の各事業費、国・県の補助金、市の一般財源がどれくらいかかっているかを一覧にしたものでございます。見ていただくと分かりますとおり、上から2番目の地域公共交通計画実施事業については、国・県の補助がっておりますが、他の事業については、すべて市の一般財源でまかなっております。最後の合計の欄ですが、4,800万円強の事業費がありますが、国・県の補助金が540万円強、市の一般財源が約4,300万円で、9割近くが市の一般財源であり、それで運営しているところでございます。今後、利用者が増えれば、市の一般財源率も下がってくるのではないかと思います。これぐらい事業費がかかっているところをご認識いただければというところで今回資料を出させていただきました。平成24年度の予算及び事業計画についての説明は以上でございます。

藤井会長：ただいまの、予算、事業計画、参考資料を含めまして、ご意見、質問等ございませんでしょうか。大きな7事業を24年度実施予定事業ということでお示しし、説明しておりますが、ご質問ございませんでしょうか。

このようなことを引き続き考えておりますので、報告という形でご了解をいただきたいと思っております。時間の関係もございまして、先に進めてよろしいでしょうか。

それでは、報告事項2点はこれで終わらせていただきたいと思っております。それから、次に協議事項ということで3点ほどありますので、一つずつご説明申し上げます。まず、要綱等の改正を説明してください。

坂田主査：資料の9ページをご覧ください。今回、国の補助事業のメニューが変わりまして、「公共交通確保維持改善事業費補助金」となりました。その補助金を申請する際には、後でご説明いたしますが、生活交通ネットワーク計画を策定しないと国への申請ができないということになっております。なお、当該計画は当協議会の承認が必要でございます。したがって、新たに、赤字部分の(3)で生活交通ネットワーク計画の作成及び変更に関する協議等について連絡・調整していただくという文言を付け加えさせていただきました。また、資料の11ページになりますが、これも内容は同じでございます。第2条の第1項第6号で、赤文字で追加しております、生活交通ネットワーク計画の作成に関する事項等々について、今回追記させていただいたところでご

ざいます。先ほど申し上げましたとおり、国庫補助を申請するにあたり、必要な計画でございますので、今回規約の変更を提案させていただいたところでございます。事務局からは以上でございます。

藤井会長：設置要綱と規約、ここで赤色で記載している部分です。これは申請上どうしても必要な部分で、協議会でのご承認が必要となりますので、この部分を付け加えております。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

なお、附則の施行日は空けていますが、ご承認をいただいてからということで、ご承認いただければ、本日からということで事務局は考えています。ご意見等ございませんでしょうか。

藤井会長：それではこの文言を付け加えるということで、ご承認いただけますでしょうか。

委員：「はい」の声

藤井会長：みなさんのご承認をいただいたと言う事で、本日付で施行します。

続きまして、協議事項の2の説明をお願いします。

坂田主査：はい。協議事項の2です。地域公共交通確保維持事業費補助金（国庫）にかかる生活交通ネットワーク計画案の承認についてです。資料は13ページです。さきほど説明しましたとおり、どうしても国庫補助金の申請の際に必要な計画となります。スケジュール上、6月末までには国に提出しなければなりません。このネットワーク計画の内容ですが、国庫補助金の交付要綱の中にこういう文言や事項について記載しなさいという規定があります。それについては、14ページの目次に記載しています。1番に目的・必要性、2番目に定量的な目標・効果、3番目に運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者、4番目に運行費用・負担額、5番目に事業を行う地域の概要、6番目に協議会の開催状況、7番目に利用者等の意見の反映状況、8番目に協議会メンバーの構成、この8項目については記載必須項目となっておりますので、これに基づき計画を作っています。

15ページを開けてください。地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性①です。ここでは、背景と目的を記載しています。内容は、本市における公共交通の現状や社会環境及び公共交通を再編し、地域の住民の移動手段を確保するためであることを記載しています。

16ページは、必要性を記載しています。本市は、大きく異なる生活圏が3つあります。また、熊本市方面への熊本電鉄やJRなどの利用を希望する声が多いため、鉄道駅を主要の乗り換え拠点とし、そこに至るまでの公共交通手段を強化する必要があるのではないかと記載

し、「地域ごとの生活圏に対応した生活支援交通及び市内移動手段の路線を運行する。」「鉄道駅やバスターミナルの拠点性を高めるフィーダ一路線の運行が必要である。」「路線の運行とあわせて、公共交通ガイドマップの作成等の利用促進策も必要である。」と必要性を記載しています。

続きまして17ページです。定量的な目標・効果です。地域公共交通の空白地帯を改善して、公共施設、大規模商業施設、病院及び鉄道駅等への生活交通を確保することを目標として、① 市民の移動手段の確保② 交通渋滞の緩和と環境対策③ 安心・安全で質の高い輸送サービスの提供④ 多様な主体との参加と連携、この4つを基本目標としています。定量的な目標は、表に4つ記載しています。公共交通機関を利用している人の割合、公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え乗り継ぎが円滑にできていると思う人の割合、鉄軌道（熊本電鉄やJR）を使って移動が円滑にできていると答えた市民の割合、バスを使って移動が円滑にできていると答えた市民の割合について、平成24年度と26年度の目標値を記載しています。この計画は、3年間となっていますのでこの目標値としています。成果指標は、合志市総合計画（第2期基本計画）を基にこの指標としています。この指標については、毎年市民3000人に同じ質問項目でアンケートをとっています。

続きまして、18ページです。効果に関する項目です。目標を達成することにより、次の効果が期待されますということで、4つ記載しています。市民の市内外の移動が円滑にできる、市民生活における地域間格差の解消、市民（特に交通弱者）の社会参加の増加による地域活性化、環境対策（CO2削減）への寄与、これを効果とし記載しています。

続きまして、19ページです。運行システムの概要及び運行予定者ということで、現在、熊本電鉄をはじめ市内タクシー事業者に委託して運行していますので、それを記載しています。真ん中にある確保維持事業に要する国庫補助額は、国が示している計算表に基づいて算出している金額です。

続きまして、20ページです。4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額ということで、資料は23ページから28ページまでです。これは、国で決められた様式となっています。内容の説明は割愛いたします。5 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要というところで、資料29ページに記載しています。

人口集中地区以外というのは、バス停から半径1キロにかからない地域になります。交通不便地域については、国に申請し認定が必要になります。

続きまして、21ページです。6 協議会の開催状況と主な議論ということで、当協議会は、平成20年4月に設立され、法定協議会として位置付けられています。これまで、20回の会議を重ね、地域の公共交通の維持・活性化等の取り組みについて協議を行ってきました。承認案とありますが、今回、委員のみなさまからご承認をいただきましたら、この部分は、承認を得たということで記載し国に申請したいと考えています。

続きまして、22ページです。7利用者等の意見の反映状況ということで、当協議会の構成委員の中に、市民・利用者代表として、市区長連絡協議会をはじめ、各団体から参画いただいております。地域住民や利用者目線での意見をいただき、計画策定及び路線バス等の運行等に反映させ事業を実施していると記載しています。

地域住民や利用者の目線でご意見を頂いて、いろいろと協議をし、路線を運行したり利用促進策など、利用者の意見を反映させて事業の実施をしていくということを記載しています。

また、その下の8番の協議会のメンバーの構成のところ、別紙のとおりとしておりますが、今回の資料には添付しておりません。今回の協議の委員さん及び今回承認いただきました要綱等を一緒に添付し、国へ申請したいと考えています。

事務局から説明は以上です。

藤井会長：ただいま、事務局からご説明申し上げました、たいへん長い説明になりました。21ページの資料で、ご承認をいただく案として「合志市生活交通ネットワーク計画」という文言、国に申請する上で、ご承認いただければこの名称で申請したいということも含めて、説明申し上げました。ご質問、ご意見等ありますか。このような形で国に申請したいと考えていますが、いかがでしょうか。

22ページの、利用者等の意見を反映して、というところもありますけれども、今日は本協議会の中で、こういう方にメンバーになっていただいているわけですが、なにかご意見ございませんか？

ご承認いただければこの形で国に提出したいと思いますが、よろしいですか。

委員：「はい」の声

藤井会長：ありがとうございました。

それでは、協議事項の③レターバスの時刻表改正及び乗り合いタクシーの運行日の変更について、事務局、説明をお願いします。

坂田主査：続きまして、協議事項の③レターバスの時刻表改正及び乗り合いタクシーの運行日の変更について、資料の 30 ページ、31 ページです。

まずは資料の 30 ページをご覧ください。今回のレターバス及び循環バスの時刻表及び運行日の改正につきましては、前回の第 20 回協議会の中で変更するということについては、各委員から了承をいただいているものです。

時刻表について時間設定の理由を 30 ページの一番下に記載していません。

まず、朱書きで表記していますが、①両回りとも、第 1 便については、JR 光の森駅での乗り換えを考慮し設定しています。JR 光の森駅の左回りの便が 7:48 着。現在の時刻表ですと熊本駅方面が 7:52 発だったかと思えます。それを過ぎると 8:05 発だったかと思えます。その前に着くように、ということでこの時刻に設定しています。右回りについては、JR 光の森駅が 7:19 着です。7:21 発に接続できるように設定しています。②両回りとも、第 2 便については、合志庁舎（ヴィーブル）に 10 時前に到着するよう設定しています。これは以前からレターバスのダイヤを設定する際に設定する根拠として挙げられていた形のまま設定しました。

次に、今回の大きな改正の 1 つです。③両回りとも第 3 便以降は、ゆめタウン光の森において、帰りの便に 2 時間の間隔を取るよう設定しています。これはすぐには分かりづらいかと思えますが、現在のダイヤですと、オレンジ色の左回りという第 3 便のゆめタウン光の森に 12:26 着です。それに対して帰りの便、逆回りの緑色の右回り第 4 便ゆめタウン光の森発が 16:13 と約 4 時間程度、時間があいて利用しにくいという意見もあり、今回ダイヤの変更をしたところです。

今回の変更で、全て概ね 2 時間で利用できるようにダイヤの設計をしています。

例えば、左回り第 3 便 12:01 にゆめタウン光の森に到着し、帰りの便、右回りの第 4 便 13:53 と 2 時間弱とっているというところでは、他の便についても、ほぼ 2 時間で利用できるよう時間設定をしています。

併せて、資料の 31 ページに循環バスの時刻表を添付しています。左から合生・上生線（火・木・土）、次の合生・御代志線も同じく（火・木・土）、一つ飛ばして、日向・新迫線も同じく（火・木・土）、後川

辺線も（火・木・土）、となっており、資料の真ん中の須屋線だが（水・金・日）の運行です。これを全て（火・木・土）の運行日と変更したいと考えています。これは「憩いの家」のカラオケ利用日が（火・木・土）ということでカラオケを利用したい人と運行日が合っていないということから、今回（火・木・土）に運行日を変更したいというところ です。

事務局からは説明は以上です。

藤井会長：増便したレターバスの待ち時間が短くなったという変更点、それから循環バスの須屋線も運行日を（火・木・土）に揃えることを主な変更点として、7月1日からの改訂を予定していますが、利用者からの要望を踏まえてこのようにしています。いかがでしょうか。

犬童委員：質問します。

（1）バスは何台で運行しているか。

（2）時刻について、例えば杉並台で見た場合、団地に入ってから出るまでの時間が2分しかない。何が言いたいかという、実際かなりスピードを出して団地内を運行している。この時刻設定だと運転手は時間を気にしてスピードを出さないと時刻とおりにには運行しないのではないかと思う。もう少し、運転手に余裕があるような時刻を設定してもらいたいと思います。

坂田主査：バスの台数ですが、現在、右回りと左回り1台ずつで運行していません。

小田原委員：時刻については、安全運行が大事なので、実態を調査し余裕をもたせるようにしたい。今回のレターバスの時刻表を見ると、各バス停でできるだけ時刻がバラバラにならないようになっている。例えば、杉並台だと、左回りで3便目以降は13分、13分、13分、6便目は23分となっている。できるだけ、利用者に分かりやすい時刻設定をしている。また、バスは交通渋滞や天候やバスの利用人数等で運行時間が左右される。そういった中で、バスが一時的に待機できるような場所を何箇所か設定しており、そこで調整している状況である。団地内を運行する際は運行速度を落とさないと、安全面の問題もあるので改善ができるのであれば検討したい。

通過時間の考え方など、各バス停の所要時刻の見直しは再度検討したい。

なお、バスの台数について、レターバスが右回り左回り1台ずつ。循環バスは現行1台で運行しているが、7月以降は同じ曜日に運行日が統一されるのでバス2台での運行を予定している。他の小型のバ

スは 2 台予備車輛を所有している。事故時故障時には代替車輛で運行している状況である。以上です。

藤井会長：事務局で協議しながら進めていきたいと思います。

他にご意見ございますか。

関 委員：老人クラブは、たまにユーパレス弁天に行こうかという話が出るところがある。ところが、レターバスだとユーパレス弁天まで 1 時間かかる。1 時間の移動であれば、阿蘇まで行ける。わざわざ 1 時間もかけてレターバスでユーパレス弁天まで…という話になり、ユーパレス弁天だけではなく、何箇所かは停まっても、専用のバスが運行すれば老人会のおじいちゃんおばあちゃんもユーパレス弁天に行けるんだよねってよく話がある。わざわざお風呂入りに 1 時間もかけて、ちょこっとお風呂に入ってまた 1 時間かけて帰ってくるっていうので「なかなか行かないよ」という方もいらっしゃる。それであつたら歩いてさんさんの湯に行ったほうが近いよとかいろんな意見がありますので、何かユーパレス弁天までの短縮した専用のバス路線ができれば、もっと利用ができるのではないかと考えます。

藤井会長：今のご意見については、路線等のいろんな問題が絡んでくるため、検討させていただくこととしたいがよろしいでしょうか。

関 委員：はい。お願いします。

坂田主査：関委員のご意見についてお答えします。レターバスは 1 周 1 時間半かかり、時間がかかりすぎる等の意見をいただいています。今後、ルートや運賃等について、当協議会の下部組織である作業部会において検討したいと考えています。

作業部会について資料の P11 の協議会規約第 4 条に謳ってあります。作業部会員については、主に当協議会市民代表委員から選出したいと考えています。

藤井会長：資料 P8 に作業部会の開催について計画してある。改めて事務局から連絡があるのでよろしく願いいたします。

西郷委員：今日はレターバスを利用して来ました。私が今まで乗ったレターバスは全て 10 分遅れであった。JR 光の森駅での接続を考えるのであれば、余裕を持っていかなければならない。そのあたりが問題ではないかと考えます。また、利用者（属性等）が変わってきていると感じました。すずかけ台くらいから人がたくさん乗ってきて光の森に行くのかと思ったがその手前で降りたので、病院等への利用なのかと思った。

藤井会長：公共交通の啓発や広報等をどんどん行なって、利用促進を進めて行きたい。

山野委員：平成 24 年度事業の予算について、実施事業がメインであり、予算のほとんどを占めている状況である。

レターバスについては、市の所有であるのか。また、運行経費の単価（内訳）等について説明をいただきたい。と言うのも、実施事業予算の大きい金額の中で、啓発にかかる費用が 25 千円しか計上していない。今後、啓発等を行なっていくのであればこの費用を増やさなければならぬのではないかと思います。予算の中で一番大きなところを変更できるのであれば、啓発等の費用にまわせるのではないかと考えまして意見いたしました。

藤井会長：単価等の細かい数字については、資料を持ち合わせていないので、後日説明することとしたいがよろしいでしょうか。

山野委員：はい。

藤井会長：それでは、レターバスの時刻表改正及び乗り合いタクシーの運行日の変更については、ご承認いただけますでしょうか。

委員：「はい」の声

藤井会長：ありがとうございます。それでは、熊本運輸支局桑島委員に本日の会議の総括的なご意見をいただきたいと思います。

桑島委員：ただいま紹介いただきました熊本運輸支局の桑島です。

公共交通の確保は大きな社会的課題であり、公共交通サービスのニーズも多様化・高度化しています。合志市におかれましてはこれに対応するため、逸早く公共交通協議会を設置され、これまで 21 回の協議を行ない、コミュニティバス等を運行され、運輸支局としても、市の積極的な対応に大変感謝しております。私は今年の人事異動により初めて当協議会に出席させていただきました。感想としては、コミュニティバス・乗り合いタクシー等を効率良く運行されております。これに、本日協議のありました生活交通ネットワーク計画にありますように、電車及び幹線バス路線をうまく活用し連携させ、乗り継ぎがスムーズに行くことにより、住民の方の使い勝手が良くなり、公共交通の利用促進に繋がります。今後、公共交通が更に発展する取り組みを実施していただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

藤井会長：ありがとうございます。

次回の協議会の開催は、平成 24 年 9 月下旬頃を予定しております。改めてご連絡いたします。

委員の皆様からご意見がなければ、これで議長の役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

内田課長：次回の協議会開催については、作業部会の進捗状況を見ながら、今のところ9月下旬としたいと考えております。

委員の皆様からご意見がなければ、これで閉会とさせていただきます。